

改正の概要（平成 25 年 9 月 1 日適用）

関税率表解説

| HS 番号 | 品 目 | 概 要 |
|-----------|------------------|--|
| 第 15.09 項 | オリーブ油 | 試験技術の進歩を反映させ、バージンオリーブ油は Codex 規格により確認できるものとして、記載を更新。 |
| 第 17.04 項 | 天然はちみつをもととした砂糖菓子 | 第 17.04 項には、天然はちみつをもととした砂糖菓子（例えば、ハルヴァ）が含まれる旨を明確化。 |
| 第 20.08 項 | 天然はちみつをもととした砂糖菓子 | 第 20.08 項には、天然はちみつをもととした砂糖菓子（例えば、ハルヴァ）は含まれない旨を明確化。 |
| 第 28.17 項 | 酸化亜鉛 | 技術進歩に伴う、酸化亜鉛の製法（間接法、直接法及び湿式法）等の記載を更新。 |
| 第 29.22 項 | 酸素官能のアミノ化合物 | 第 2922.11 号から第 2922.50 号の解説について、より明確に例示の記載位置を修正。 |
| 第 29.42 項 | 麻薬及び向精神薬の前駆物質 | 種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表に、前駆物質を追加。 |
| 第 48 類 | 紙製品 | 第 48.16 項から第 48.23 項までの紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース纖維のウェブの形状については、シート状のものが含まれることを記載。 |
| 第 71.13 項 | 身辺用細貨類及びその部分品 | 除外規定に係る記載を適正に修正。 |

改正の概要（平成 25 年 9 月 1 日適用）

分類例規第一部(国際分類例規)

| HS 番号 | 品 目 | 概 要 |
|-------------|----------------------|--|
| 第 3808.91 号 | 犬用の首輪 | 殺虫剤及びダニ駆除剤を含浸させたプラスチック製の犬用の首輪につき、殺虫剤の製品として第 3808.91 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 3924.90 号 | プラスチック製の飲料用ボトル及び容器 | 自転車に使用するように設計されたプラスチック製の飲料用ボトル及び容器につき、プラスチック製の家庭用品として第 3924.90 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 6907.90 号 | テラコッタ製のクラッディング部材 | 構造物に固定した金属形材に取り付けられる、テラコッタ製のクラッディング部材につき、陶磁製の壁用のタイルとして第 6907.90 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 7019.39 号 | 断熱又は防音に適するガラス繊維製品 | ロール状のガラス繊維製品で、傷つけることなく基本となる糸(繊維)を分離できないものにつき、マットに類する織ってない製品として第 7019.39 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 7321.89 号 | 火おこし器 | 炭への着火及び加熱を容易にする鋼製の火おこし器につき、固体燃料用の調理用加熱器に類する物品として第 7321.89 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 7326.90 号 | 連結環 | 巻上げ用のアセンブリに用いる鋼製の連結環につき、その他の鉄鋼製品として第 7326.90 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 8205.51 号 | 果実及び野菜用の皮むき器 | プラスチック製の柄及び卑金属製の刃から成る皮むき器につき、家庭用のその他の手道具又は手工具として第 8205.51 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 8426.41 号 | 自走式の移動クレーン | クレーン及び運転室を有する、自走式の移動クレーンにつき、自走式のその他の機械(タイヤ付きのもの)として第 8426.41 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 8471.30 号 | タブレットコンピュータ — | データ処理、プログラム実行及びインターネット接続が可能なタブレットコンピューターにつき、携帯用の自動データ処理機械として第 8471.30 号に分類(通則 1(16 部注 3 及び 84 類注 5(A))及び 6)。 |
| 第 8528.51 号 | カラーモニター | DVI コネクター等を有するカラーモニターにつき、自動データ処理システムに専ら又は主として使用するモニターとして第 8528.51 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 8541.29 号 | Packaged IGBT device | 2 つの IGBT チップ、2 つのダイオード等を有するデバイスにつき、他のトランジスターとして第 8541.29 号に分類(通則 1(85 類注 8)及び 6)。 |
| 第 8703.33 号 | 移動住宅車 | 貨物自動車を恒久的に移動住宅車に改造したものにつき、乗用自動車として第 8703.33 号に分類(通則 1 及び 6)。 |
| 第 8705.90 号 | 自動車 | 電気溶接装置を備えた、道路と鉄道線路の両方を走行することができる自動車につき、他の特殊用途自動車として第 8705.90 号に分類(通則 1(17 部注 4(a))及び 6)。 |
| 第 8708.99 号 | 自動車の屋根用の荷物箱 | 金具により自動車の屋根に取り付けられる荷物箱につき、自動車の他の附属品として第 8708.99 号に分類(通則 1 及び 6)。 |

(別紙)

改正の概要（平成 25 年 9 月 1 日適用）

| | | |
|-------------|-----|--|
| 第 9006.30 号 | 写真機 | X 線装置の内部に取り付けられる写真機(X 線装置とは別に提示)につき、内臓の医学的検診用に特に設計した写真機として第 9006.30 号に分類(通則 1(90 類注 3)及び 6)。 |
| 第 9006.91 号 | 三脚 | デジタルカメラ、写真機又はビデオカメラを取り付けることができる、合金製の三本脚のカメラ用支持具につき、写真機に専ら又は主として使用する附属品として第 9006.91 号に分類(通則 1(90 類注 2(b))及び 6)。 |